

愛媛県報

第2852号

31. 2. 3

日曜日

標準規格A列五号

◆ 主 要 目 次 ◆

告 示

- 出納長の権限に属する事務の一部委任 六九
- 豚コレラ病の予防 同
- 牛の結核病及びブルセラ病検査の実施 同
- 石鎚国定公園特別地域の指定 七一
- 石鎚国定公園の公園計画の決定 七三
- 土地改良区の設立認可 七五
- 新規土地改良事業施行認可 (二件) 同
- 土地改良区の役員選任届出 (二件) 七六
- 医薬品販売業者能力検定試験の実施 七七

○ 告 示

○ 愛媛県告示第六十七号

地方自治法第七十一条第四項の規定により、出納長の権限に属する事務の中、警察本部に属する税外収入金の現金収納及びその附帯事務を昭和三十一年二月一日から警察本部の出納員

に委任させた。

昭和三十一年二月三日

愛媛県知事 久松 定武

○ 愛媛県告示第六十八号

豚コレラ病のまん延を防止するため、家畜伝染病予防法施行細則 (昭和二十八年愛媛県規則第三十八号) 第十四条の規定により、当分の間、次にかゝる区域からの豚及び豚コレラ病の病原体をひろげるおそれのある物品の移入を禁止する。ただし、自動車又は汽車にとり載したまゝ当該県を通過するものは、この限りでない。

昭和三十一年二月三日

愛媛県知事 久松 定武

兵庫県、大阪府、山口県

○ 愛媛県告示第六十九号

家畜伝染病予防法第三十一条により、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛並びにこれらと同一施設内で飼育されている接触の機会が多いその他の牛の結核病及びブルセラ病検査の日時及び場所を、次のように定める。

昭和三十一年二月三日

愛媛県知事 久松 定武

検 査 日 時

ツベルクリン接種 判 定

検 査 区 域 検 査 場 所

| | | | | |
|--------|--------|----------|--------|-------|
| 同二十八日同 | 同二日同 | 同 | 高光地区 | 高光支所 |
| 同二十九日同 | 同三日同 | 北宇和郡来村一円 | 来村農協 | |
| 三月五日同 | 同八日同 | 津島町、清満地区 | 清満農協前 | |
| 同六日同 | 同九日同 | 岩松地区 | 岩松家畜市場 | 高田敏雄方 |
| 同七日同 | 同十日同 | 北灘地区 | | |
| 同十二日同 | 同十五日同 | 畑地区 | 酒井正勝方 | |
| 同十三日同 | 同十六日同 | 奥南地区 | 浅本徳一方 | |
| 同十四日同 | 同十七日同 | 吉田町喜佐方地区 | 喜佐方支所 | |
| 同十九日同 | 同二十二日同 | 日吉村 | 坂本明方 | |
| 同二十日同 | 同二十三日同 | 三間町成妙地区 | 伊藤徳光方 | |
| | | 旧三間 | 成妙支所 | |
| | | | 三間家畜市場 | |
| | | | 土居仲公会堂 | |

○愛媛県告示第七十号

国立公園法施行規則第三十五条の規定により、石鎚国定公園の特別地域を次のように指定する。

昭和三十一年二月三日

愛媛県知事 久松定武

一 特別地域

1 石鎚連峰第一種特別地域

イ 国有林松山経営区(上浮穴郡面河村地内)

八林班二林班の各全部

三林班の内は小班の全部

四同 同は小班の全部

ロ 国有林西条経営区(周桑郡小松町、中川村、新居郡大

保木村、加茂村地内)

六同 同ろ小班の全部

七同 同は小班の全部

九同 同ほへ1へ2ヒチ小班の各全部

一〇同 同ろは小班の全部

一一同 同は小班の全部

一二同 同は小班の全部

一四同 同ろへ二小班の各全部

一七同 同ろろ2ろ3へ2小班の各全部

(第三種郵便物認可)

- 一 林班の内を小班の全部
 - 二 同 同る小班の全部
 - 三 同 同リ又小班の全部
 - 四 同 同に小班の全部
 - 五 同 同は小班の全部
 - 六 同 同ろはニホ小班の各全部
- 2 石鎚連峰南第二種特別地域
- 国有林松山経営区(上浮穴郡面河村地内)
- 三 林班の内いろ小班の各全部
 - 四 同 同いろ小班の各全部
 - 五 同 同の全部
 - 六 同 同い小班の全部
 - 七 同 同いろ小班の各全部
 - 九 同 同いろはに小班の各全部
 - 一〇 同 同い小班の全部
 - 一一 同 同いろ小班の各全部
 - 一二 同 同いろ小班の各全部
 - 一三 同 同いろ小班の各全部
 - 一四 同 同い小班の全部
- 3 石鎚連峰北第二種特別地域
- 国有林西条経営区(周桑郡中川村、小松町、新居郡大保木村地内)
- 一 林班の内る小班の一部
 - 二 同 同りぬ小班の各一部
 - 三 同 同いろは2小班の各一部
 - 四 同 同いは小班の各一部

- 五 同 同い小班の一部
 - 六 同 同い小班の一部
- 周桑郡中川村桜樹の保井野の一部
- 周桑郡小松町石鎚の一部
- 新居郡大保木村今宮、中奥山、西之川山の各一部
- 4 石鎚連峰北第三種特別区域
- 国有林西条経営区(周桑郡小松町石鎚、中川村桜樹、新居郡大保木村地内)
- 一 林班の内とちる小班の各一部
 - 二 同 同いろはにほ1ほ2へと小班の各全部
 - 三 同 同いろは1ほ4小班の各全部
 - 四 同 同いろは2小班の各一部
 - 五 同 同いろは小班の各全部
 - 六 同 同いろは小班の一部
 - 五 同 同いろ小班の全部
 - 六 同 同いろ小班の一部
- 周桑郡小松町石鎚の一部
- 周桑郡中川村桜樹の一部
- 新居郡大保木村今宮の一部
- 二 関係図面(「図面」は省略)
- 注 関係図面は厚生省、県分図は愛媛県庁、市町村分図は左の町村役場に備えつけて縦覧に供する。
- 愛媛県新居郡大保木村、加茂村
- 愛媛県周桑郡中川村、小松町

愛媛県上浮穴郡面河村

○愛媛県告示第七十一号

昭和三十年十一月一日厚生省告示第三百六十六号（石鎚国定公園の準用区域に関する計画の概要）に基いて、石鎚国定公園の公園計画を次のように定める。

昭和三十一年二月三日

愛媛県知事 久松定武

一 保護計画

1 石鎚連峰第一種特別地域一、九八五陌

本地域では現況の絶対保護を原則とし、別に定める公園計画による利用施設の外は一切人工を加えないこととし、公園計画で決定された道路その他の利用施設も設計施工に際しては慎重に検討を加え自然環境の改変を最小限度にとどめる。従つて本地域内では国立公園法第八条第二項及び同法第八条の第二項の各号の行為は公園計画に必要なもの以外は許されないが、本地域中公園計画に基く宿舎についてはこれに必要な薪炭の供給につき地域外よりとれない場合に限り極めて弱度（一〇％以下）の単木択伐が許される。但しこの場合も極力景観に支障のないよう努める。

本地域内では林業は勿論一切の産業は許されないが、将来景観価値以上の鉱物その他の資源が発見された場合には関係各省と協議の上開発と調整を図り、国有林その他の貸付区域を協議決定し本地域から除外して第二種特別地域とする。

する。

2 石鎚連峰南第二種特別地域二、八八〇陌
石鎚連峰北第二種特別地域

本地域は保護利用上第一種特別地域に次ぐ重要部分であるのでこの地域内の森林施業は原則として択伐三〇％以下皆伐一陌以下の施業に限り許容され、木竹の伐採以外の国立公園法第八条第二項の各項については公園計画に基づく施設であつても景観保護の立場から制限が加えられる。

特に広告物、看板等については必要最小限度の案内板、指導標の程度を標準として自然景観の保護に努める。

なお主要計画道路の沿線带状特別地域も前記同様の目的をもつた第二種特別地域とする。

3 石鎚連峰北第三種特別地域二、五三八陌

第三種特別地域における森林施業は国有林のように国土の保安と自然の保護を考慮して策定されている経営案による場合は何等の制限がなく森林施業細目の範囲を越した樹種改良や皆伐も許容される。

しかしながら本地域は第二種特別地域より地被景観が劣つても地形上類似の区域で利用上の見地から編入された地点が多いので工作物、広告物、看板等によつて自然景観を破壊することを極力防ぐため木竹伐採以外の国立公園法第八条第二項の各項を適用するために特別地域とする。

二 利用計画

1 集団施設

2 单独施設

| 名称 | 位置 | 区域 | 面積 | 施設の種類 |
|----------|--------------|-----------------------------------|-----|------------------------------|
| 面河集団施設地区 | 愛媛県上浮穴郡面河村地内 | 国有林高知管林局管内松山経営区三林班は小班、一二林班は小班の各一部 | 三〇陌 | 苑地、広場(駐車場)宿泊(簡易宿舎)博物館(地学)その他 |

| 番号 | 施設ヶ所 | 施設の種類 | 位置 | 工種 |
|----|------|-----------|-----------------|----|
| 1 | 堂ヶ森山 | 苑地(展望施設) | 愛媛県周桑郡中川村桜樹字保井野 | 新設 |
| 2 | 御来光滝 | 苑地(休憩舎) | 上浮穴郡面河村御来光滝 | 同 |
| 3 | 石鎚山 | 宿舎(山小屋) | 石鎚山頂測候所跡 | 改良 |
| 4 | 成就社 | 苑地(休憩舎) | 新居郡大保木村西之川山地内 | 新設 |
| 5 | 今宮 | 宿舎(簡易宿舎) | 今宮地内 | 同 |
| 6 | 高瀑 | 広場(駐車場) | 周桑郡小松町石鎚地内 | 同 |
| 6 | 同 | 苑地(休憩舎) | 同 | 同 |
| 7 | 土小屋 | 宿舎(山小屋) | 新居郡大保木村土小屋 | 同 |
| 12 | 瓶ヶ森 | 野営場 | 氷見二千石原 | 同 |
| 12 | 同 | 宿舎(山小屋) | 同 | 改良 |
| 12 | 同 | (ピクニック苑地) | 同 | 新設 |

3 道路
イ 車道

歩道

| 番号 | 路線名 | 起 点 及 終 点 | 主 要 経 過 地 | 工 種 |
|-----|--------|---------------------------------|-------------------|-----|
| 1 | 河口高滝線 | 起点 愛媛県周桑郡小松町石鎚黒川河口 終点 同 大平高滝 | 堂ヶ森、成藪 | 改、新 |
| 1 | 石鎚山縦走線 | 起点 愛媛県周桑郡中川村桜樹(公園界) | 堂ヶ森山、石黒山、シラザ峠、瓶ヶ森 | 改 |
| | | 終点 高知県土佐郡本川村桑瀬峠(公園界) | | |
| 同支線 | 同支線 | 分岐点 愛媛県周桑郡小松町石鎚西冠岳 | 伊予富士 | 改 |
| | | 終点 同 大平高滝 | | |
| 2 | 河口面河線 | 起点 愛媛県上浮穴郡面河村大成関門 | 今宮、成就社、石鎚山、面河溪 | 改 |
| | | 終点 同 周桑郡小松町黒川河口 | | |
| 3 | 大滝岩黒山線 | 起点 高知県吾川郡池川町大滝 | 筒上山 | 改 |
| | | 終点 愛媛県上浮穴郡面河村岩黒山 | | |
| 同支線 | 同支線 | 分岐点 愛媛県上浮穴郡面河村丸滝山屋根 | | 改 |
| | | 終点 同 面河溪金山谷出合 | | |
| 5 | 寺川野地線 | 起点 高知県土佐郡本川村寺川(公園界) | シラザ峠 | 改 |
| | | 終点 愛媛県新居郡大保木村(公園界) | | |
| 6 | 寺川中之池線 | 起点 高知県土佐郡本川村寺川(公園界) | 東黒森山 | 改 |
| | | 終点 愛媛県新居郡加茂村(公園界) | | |
| 7 | 瓶ヶ森線 | 起点 愛媛県新居郡大保木村(公園界) | 瓶ヶ森 | 改 |
| | | 終点 同 野地常住シラザ峠分岐点 | | |
| 8 | 野地土小屋線 | 起点 愛媛県新居郡大保木村西之川山(公園界) | | 改 |
| | | 終点 同 土小屋 | | |